

廃施専 第 1 号
平成23年11月22日



埼玉県知事 上田 清司 様

埼玉県廃棄物処理施設専門委員会
委員長 池口 孝



埼玉県（埼玉県環境整備センター）の一般廃棄物処理施設（最終処分場）変更許可申請に係る生活環境の保全に関する意見書

本委員会において、埼玉県（埼玉県環境整備センター）の一般廃棄物処理施設の変更許可申請書及び生活環境影響調査書を、技術上の観点から審査した。

その結果、一般廃棄物処理施設の設置計画及び維持管理計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた技術上の基準に照らし適正処理に必要な水準に達していること、災害防止計画については、災害の発生を防止するための必要な措置がとられていること、生活環境影響調査結果については、当該地域に定められた基準等を満足していることを確認した。

したがって標記変更許可申請は、周辺地域の生活環境の保全上適正な配慮がなされたものであると考えられる。

なお、下記の事項について留意すべく、必要に応じ所要の措置を講じるべきと判断される。

記

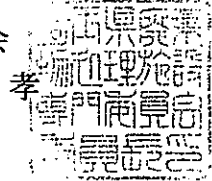
- 1 埋立地と浸出水処理施設までの距離が長いので、浸出水集排水施設には、損壊等に十分対応できるような策を講ずること。
- 2 事業予定地は、堆積層や岩盤層等、異なる性質の地層が混在するため、施設の建設にあたっては施工管理を徹底すること。
- 3 周辺地域の生活環境の保全に十分配慮し、地元との協定及び維持管理計画書を遵守し、適切に施設を運営管理すること。



廃施専 第 2 号
平成23年11月22日

埼玉県知事 上田 清司 様

埼玉県廃棄物処理施設専門委員会
委員長 池口 孝



埼玉県（埼玉県環境整備センター）の産業廃棄物処理施設（最終処分場）変更許可申請に係る生活環境の保全に関する意見書

本委員会において、埼玉県（埼玉県環境整備センター）の産業廃棄物処理施設の変更許可申請書及び生活環境影響調査書を、技術上の観点から審査した。

その結果、産業廃棄物処理施設の設置計画及び維持管理計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた技術上の基準に照らし適正処理に必要な水準に達していること、災害防止計画については、災害の発生を防止するための必要な措置がとられていること、生活環境影響調査結果については、当該地域に定められた基準等を満足していることを確認した。

したがって標記変更許可申請は、周辺地域の生活環境の保全上適正な配慮がなされたものであると考えられる。

なお、下記の事項について留意すべく、必要に応じ所要の措置を講じるべきと判断される。

記

- 1 埋立地と浸出水処理施設までの距離が長いので、浸出水集排水施設には、損壊等に十分対応できるような策を講ずること。
- 2 事業予定地は、堆積層や岩盤層等、異なる性質の地層が混在するため、施設の建設にあたっては施工管理を徹底すること。
- 3 周辺地域の生活環境の保全に十分配慮し、地元との協定及び維持管理計画書を遵守し、適切に施設を運営管理すること。